



大切なお知らせ

2026年度版
<愛知県内私立高校等向け>

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は裏面をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず、日本国内に住所を有し、日本国籍を有する、又は日本国籍を有しないが、国籍・在留資格等の要件が認められた者で、高等学校等に通う生徒を対象に**授業料を支援**する制度です。なお、返済は不要です。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。
詳しくは、裏面をご確認ください。

支援額の例 (支給上限年額)

※実際の授業料が支援額よりも低い場合は、実際の授業料が支援額となります。

私立高校(全日制) : 45万7,200円

私立高校(通信制)

定額授業料 : 33万7,200円

単位制授業料 : 1単位当たり1万3,668円 (※通算74単位、年間30単位まで)

専修学校高等課程 : 45万7,200円

(通信制高校を併修する場合の県上乗せ補助 : 5万1,600円)



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

(日本国籍を有しない生徒の) 国籍・在留資格等の要件

高等学校等(外国人学校を除く)に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒

①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等

④永住者の配偶者等

⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類

・住民票の写し(原本)

・特別永住者証明書の写し(コピー)

・在留カードの写し(コピー)

(家族滞在は以下の書類も提出)

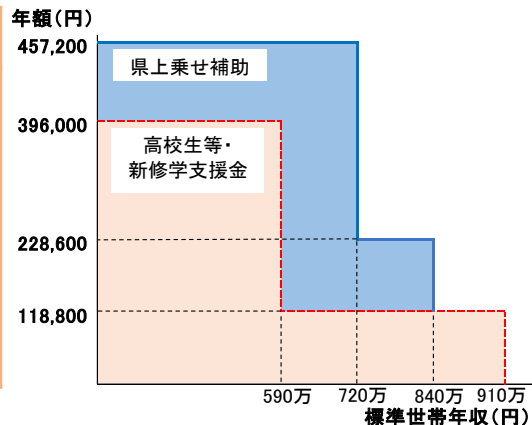
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生

2026年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて、県上乗せ補助を含め**年額上限45万7,200円**まで支給されます（ただし、県上乗せ補助には、外国人学校に在籍する者を除き、留学生は含む）。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
2026年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） 上記に加えて、課税証明書等（原本）

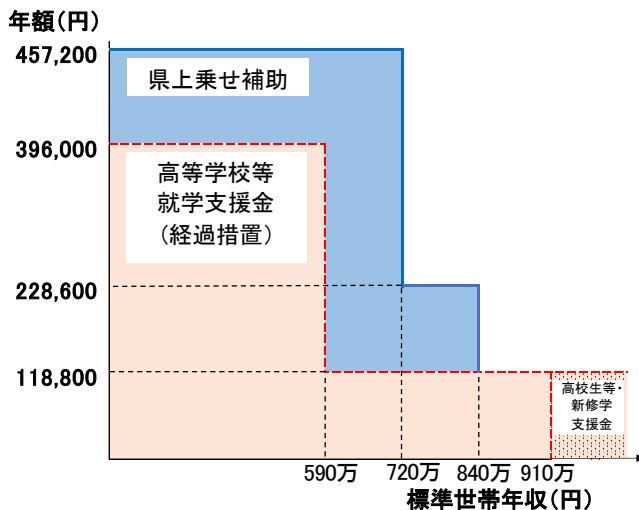


在校生

○2026年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】が対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒

旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて、県上乗せ補助を含め**年額上限45万7,200円**まで支給されます。（ただし、県上乗せ補助は、外国人学校に在籍する者を除く。）



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち2026年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） ※課税証明書等（原本）が必要な場合があります。

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

※ 支給上限年額は、学校種によって異なります。詳細は表面の「支援額の例（支給上限年額）」をご参照ください。

※ 実際の授業料が支援額よりも低い場合は、実際の授業料が支援額となります。